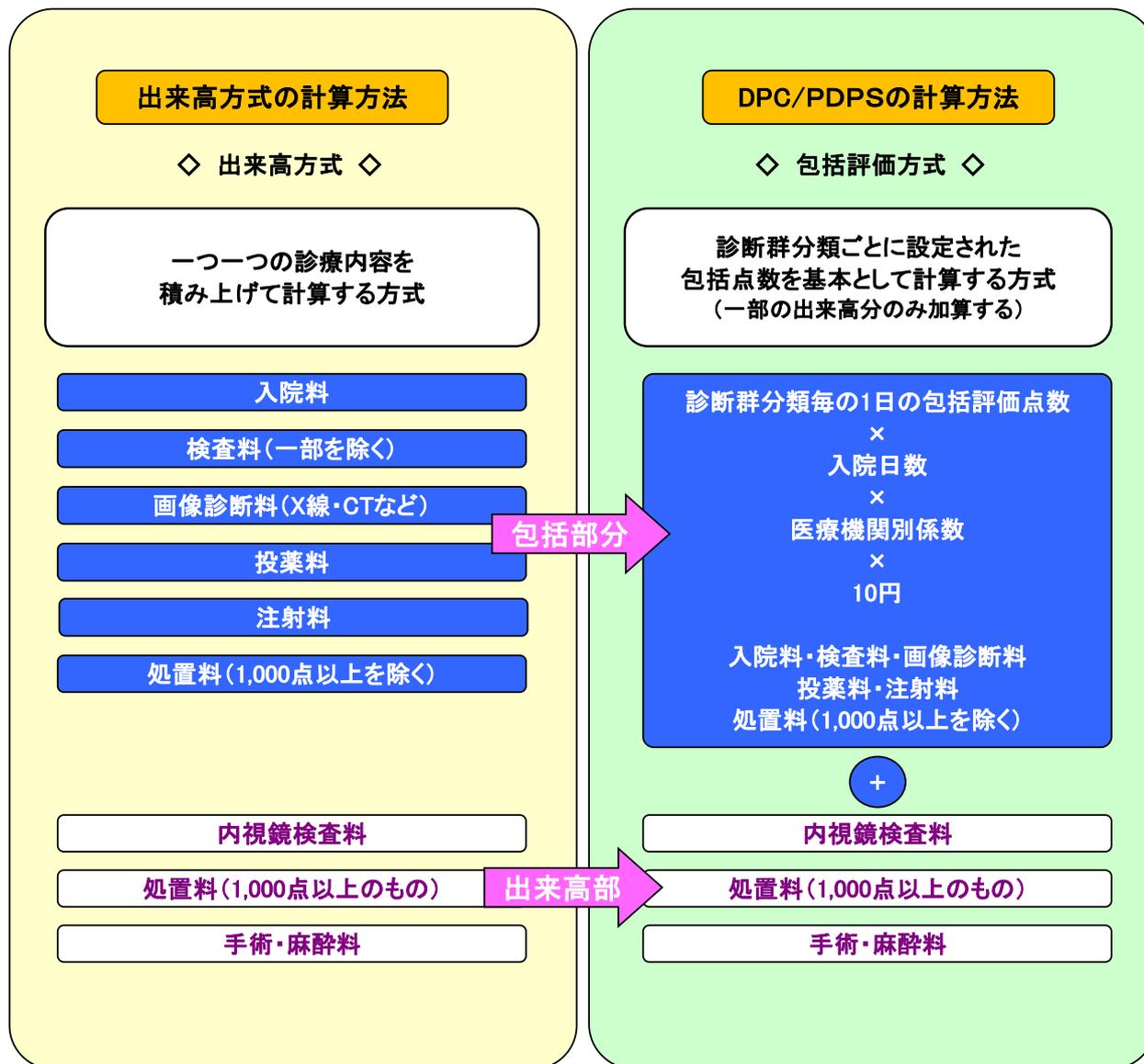


入院費の計算方法の違い(出来高とDPC/PDPS)



■ 包括部分の計算式

$$\text{包括される診療費用} = \text{診療群分類毎の一日の包括評価点数} \\ \times \text{入院日数} \times \text{医療機関別係数} \times 10\text{円}$$

※医療機関別係数とは、病院の機能に応じて病院ごとに定められている係数です。

■ 入院費用の計算式

$$\text{入院費用} = \text{包括される診療費用} + \text{出来高の診療費用} \\ + \text{食事療養費} + \text{(特別療養環境費)}$$

DPC/PDPSに関するよくあるご質問

- Q1. [全ての入院患者がこのDPC/PDPS制度の対象になるのですか？](#)
- Q2. [全ての病院がDPCの計算方法を採用しているのですか？](#)
- Q3. [DPC/PDPSになると医療費は安くなるのでしょうか？](#)
- Q4. [DPC/PDPSの算定ではなく、従来の出来高による算定を選ぶことができますか？](#)
- Q5. [入院中に病名が変更になった場合は医療費の支払い方法はどのようになるのでしょうか？](#)
- Q6. [高額医療費の扱いはどのようになるのでしょうか？](#)

答え

Q1. 全ての入院患者がこのDPC/PDPS制度の対象になるのですか？

A1. 全ての入院患者様が対象になるわけではございません。病気と治療内容の組み合わせにより包括算定の対象とならない場合がございます。また、入院が一定期間を超えた場合の入院費用については、「出来高払い方式」で計算いたします。

Q2. 全ての病院がDPC/PDPSの計算方法を採用しているのですか？

A2. 全ての病院でDPC/PDPSの算定を行っているわけではございません。厚生労働省の調査に協力し、一定の基準を満たした病院が「DPC対象病院」として認可を受けることができます。平成19年度までは全国で大学病院や国立病院などを中心に370の病院がDPCによる入院費の算定を行っていました。当院も平成23年4月から「DPC対象病院」として認可を受けDPC/PDPSによる入院費の算定を開始することとなりました。

Q3. DPC/PDPSになると医療費は安くなるのでしょうか？

A3. 患者様のご病気の種類(病名)と診察内容によって1日あたりの医療費が決まるため、一概には言えません。高くなることも安くなることもあります。また病院の機能によって厚生労働省が定めた係数があるため、同一の疾患で治療を行った場合でも病院によって医療費が若干異なることがあります。

Q4. DPC/PDPSの算定ではなく、従来の出来高による算定を選ぶことができますか？

A4. 厚生労働省の定めたルールにより、DPC/PDPS対象となる疾患の場合は出来高による算定を行うことはできません。あらかじめ、ご了承ください。

Q5. 入院中に病名が変更になった場合は医療費の支払い方法はどのようになるのでしょうか？

A5. 入院中の病状の変化や治療の内容によって、診断群分類が入院の途中で変更になる場合がございます。診断群分類は1回の入院において1つだけと定められていますので、そのような場合は最終的な診断群分類を適用し、入院初日から請求額の再計算を行います。月をまたがって入院されている場合には、請求額の過不足を調整させて頂くこともございます。

Q6. 高額医療費の扱いはどのようになるのでしょうか？

A6. 高額医療費制度の取り扱いは従来と変わりません。